

沖ト協発第 173 号
令和 4 年 2 月 1 日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者の待機期間の短縮」 及び「抗原検査キットの購入方法」について（周知）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県より濃厚接触者の待機期間の考え方及び、医療用抗原定性検査キットの購入方法について下記及び別紙の通り周知依頼がございますので、お知らせいたします。

敬具

記

【待機期間の短縮について】

社会機能維持者は、2日間にわたる医療用抗原検査キット等での検査を組み合わせること
で、5日目に待機を解除することができることとなります。ただし、10日間を経過す
るまでは、検温などご自身による健康確認等を行うようお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

[000889667.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/000889667.pdf) (厚労省事務連絡)

(詳細は別添をご確認ください)

【抗原定性検査キットの購入方法について】

これまで、社会機能維持者である事業者が医療用抗原検査キットを入手する場合は、医
療品卸売販売業者に確認書を提出の上、購入することが可能となっておりますが、県内の
卸売販売事業は限られているため、沖縄県の臨時措置として薬局においても事業者に対し
抗原検査キットを販売することが可能となります。

(詳細は別添をご確認ください)

以上

※本内容は当協会 HP に掲載しております (確認書は Word で掲載しています)。

〈本件問い合わせ先〉

(公社) 沖縄県トラック協会 TEL 098-863-0280